

ダイセキグループのパーパス
限られた資源を活かして使う
環境を通じ社会に貢献する環境創造企業

日時

2023年**5月25**日（木曜日）
午前**10**時（受付開始時間 午前9時00分）

場所

名古屋市港区船見町1番地86
当社本社ビル4階会議室

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

議決権行使期限

2023年**5月24**日（水曜日）
午後**5時30**分まで

新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日ご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使のご検討をお願い申し上げます。
（6頁の【事前の議決権行使方法についてのご案内】をご参照ください）

決議ご通知及び株主通信の送付廃止のお知らせ

当社では以前より、定時株主総会終了後に決議の結果をお知らせするため「定時株主総会決議ご通知」を株主の皆様へ送付しておりましたが、地球環境に配慮した省資源化の観点等から、本年5月開催予定の第65回定時株主総会より、郵送を廃止させていただくことといたしましたのでお知らせします。

今後は、当社ウェブサイト（<https://www.daiseki.co.jp>）にて掲載させていただきます。これに伴い、例年、定時株主総会終了後および10月下旬頃に発行しておりました「株主通信」につきましても送付を廃止し、当社ウェブサイトにて開示させていただきます。



ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第65回定時株主総会を2023年5月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

ダイセキグループは「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』』というパーパスを定めました。私たちにとって廃棄物はゴミではなく、全てが価値ある資源です。これらを再び使用できるように活かすことが私たちの使命であると考えております。このパーパスを達成するために、既存事業の拡大はもちろん、同じ志をもつ企業とのアライアンス、M&A、新規事業の立ち上げを推進します。今後も、株主の皆様の変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 **山本 哲也**

ホームページリニューアルのご案内

この度、当社ホームページのリニューアルを行いますのでお知らせいたします。

今回のリニューアルでは、ホームページをご覧になる皆様が必要とする情報を「見やすく」「分かりやすく」「使いやすく」を意識した構成やデザインに刷新するとともに、スマートフォンやタブレットの表示にも対応いたします。



<https://www.daiseki.co.jp/>



社長インタビュー

【Q1】 社長就任1年目について、どのような1年だったかお聞かせください。

2022年5月に前社長から代表取締役社長を引き継ぎ、はじめての社長業に戸惑うこともありましたが、産業廃棄物リサイクルにおけるダイセキグループの独自技術をカーボン・ニュートラルやサーキュラーエコノミーといったお客様や社会の新しい環境ニーズに活用し、新規事業の立ち上げや既存事業の強化に繋げていくことが私の任務であると信じて社員と共に取り組んでまいりました。

【Q2】 SDG_sやESG_Gについての社長の考えについてお聞かせください。

昨年、私たちは「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」というパーパスを宣言しました。私たちはSDGsやESGが登場する以前の1970年代から、環境ビジネスを主要事業としてきました。世に「廃棄物」と呼ばれる物質は無数にありますが、私たちにとって廃棄物はゴミではなく、全てが価値ある資源であり、重要な研究テーマです。私たちの仕事は、地球上にある物質の本質を見極め、再資源化に貢献するという夢のある挑戦です。

「限られた資源を活かして使う」は、カーボン・ニュートラルの実現、サーキュラーエコノミー社会の構築など、社会のサステナビリティに直結するテーマで、今日、さらに需要が増えています。

パーパスの実現のために「ダイセキに何ができるか？」を常に考え、様々なパートナーやステークホルダーの皆様との連携も含めて挑戦を続けてまいります。

【Q3】 働き方改革やダイバーシティについての取り組みや今後の展開についてお聞かせください。

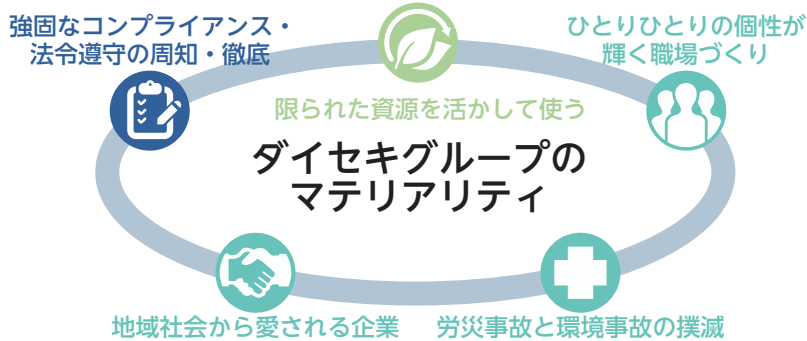
ダイバーシティ経営として、働き方改革やさまざまな労働観や働き方の多様性を推進することにより、社員が働きやすい魅力的な職場となり、優秀な人材の採用や離職率の低下を見込むことができると考えております。また、年齢や性別や国籍といった表面的な多様性だけでなく、能力や知識、これまでの経験や価値観といった目に見えない多様性を広げることで、社会の変化に対応する新たなアイデアを生み出す環境づくりに取り組んでまいります。





ダイセキグループのパーパス 限られた資源を活かして使う 環境を通じ社会に貢献する環境創造企業

環境創造企業としてパーパス経営を重視し 再資源化の推進により社会に貢献します。



ダイセキグループでは環境を通じ社会に貢献する環境創造企業として持続的に成長していくために、このたび5つのマテリアリティを特定して取り組みを推進することとしました。ESGの観点と連動を図りながら 中長期的な視点で企業価値向上を促進していきます。

サーキュラーエコノミーとは？

リニアエコノミー
(線型経済)



サーキュラーエコノミー
(循環経済)



※オランダ「A Circular Economy in the Netherland by 2050- Government-wide Program for a Circular Economy」(2016)より環境省作成

これまでの大量生産・大量消費型の線形経済は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しています。このような一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

証券コード 9793

2023年5月8日

(電子提供措置の開始日 2023年4月27日)

株 主 各 位

名古屋市港区船見町1番地86

株式会社 **ダイセキ**

代表取締役社長 山本 哲也

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第65回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.daiseki.co.jp/>



上記の当社ウェブサイトにある「IR情報」「株式情報」「株主総会情報」の順に選択してご覧ください。
電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載して
おりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）
に「ダイセキ」、またはコードに当社証券コード「9793」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR
情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日ご出席に代えて、書面又は電磁的方法
(インターネット等) による事前の議決権行使のご検討をお願い申し上げます。(6頁の【事前の
議決権行使方法についてのご案内】参照)

議決権行使期限

2023年5月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し
上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所	名古屋港区船見町1番地86 当社本社ビル4階会議室
3. 目的事項	報告事項 1. 第65期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第65期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

株主様へのお土産をご用意しておりませんので、ご了承くださいませよう何卒よろしくお願い申し上げます。

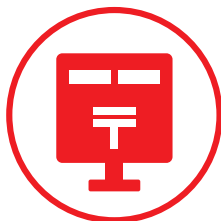
以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の「会社の体制および方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

新型コロナウイルス感染防止に向けた株主様へのお願い及び当社の対応について

1. 株主様へのお願い
 - ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面又はインターネット等による事前の議決権行使のご検討をお願い申し上げます。
2. ご来場される株主様へ
 - ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、感染防止策としてのマスク着用につきましては、株主様個人のご判断とさせていただきます。当日までの健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
3. 当社の対応について
 - ・株主総会に出席する当社運営係員は、マスク着用で対応させていただく場合もあります。
 - ・株主総会当日までの感染拡大状況や政府等の発表内容により、上記の対応を変更する場合がございます。当社ウェブサイト（<https://www.daiseki.co.jp/>）より発信情報をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

事前の議決権行使方法についてのご案内



1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年5月24日（水曜日）午後5時30分までに到着



2 インターネットによる議決権行使

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2023年5月24日（水曜日）午後5時30分まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2023年5月24日（水）
午後5時30分まで



■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

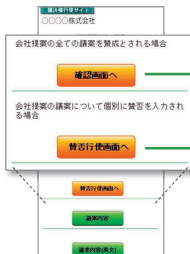


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

以下の議案について賛否をご入力ください。



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

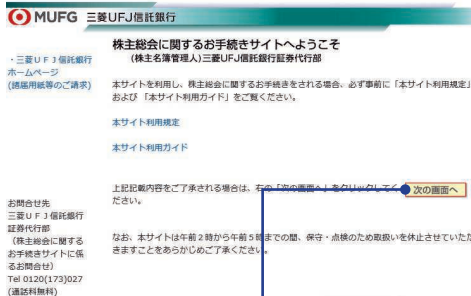
画面の案内に従って
行使完了です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

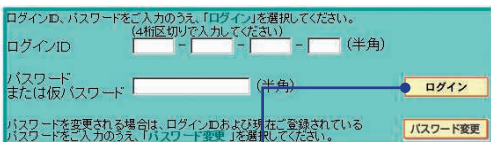
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側) に記載された「ログインID」および「仮パス ワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワー ド(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使に 関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするとともに、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき30円とさせていただきますと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,481,351,490円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年5月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

監査等委員会は、各候補者の資質や業務執行状況、取締役会の監督機能の実効性及び企業価値の向上等の観点から検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門的知識と豊富な経験を有しているとともに、取締役としての適格性も備えており、当社の業績向上に大きく貢献していることから、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

また、各候補者は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	やまもと 山本 哲也 (満58歳)	代表取締役 社長執行役員	21/21回 (100%)
2	再任	いとう 伊藤 泰雄 (満50歳)	代表取締役 副社長執行役員	20/21回 (95%)
3	再任	あまの 天野 浩二 (満62歳)	取締役 専務執行役員	20/21回 (95%)
4	新任 社外 独立	おかだ 岡田 満 (満66歳)	—	—

候補者
番号

1

やまもと
山本
てつや
哲也

(男性)

(1965年1月9日生 満58歳)

再任



取締役候補者とした理由

代表取締役社長として、当社の経営を担っており、当社グループの成長・発展に大きな貢献を果たしてきた実績と豊富な見識・経験を有することを踏まえ、引続き取締役として適任と判断しました。

取締役会への出席状況：100% (21回/21回)

所有する当社の株式数：529,696株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年4月	株式会社日立製作所入社	2006年5月	専務取締役
1989年10月	当社入社	2009年5月	事業統括本部本部長
1995年3月	技術開発部長	2015年3月	取締役副社長
1995年5月	取締役	2020年5月	取締役副社長執行役員
2000年3月	常務取締役	2022年5月	代表取締役社長執行役員（現任）
2001年3月	名古屋事業所長		

候補者
番号

2

いとう
伊藤
やすお
泰雄

(男性)

(1972年9月20日生 満50歳)

再任



取締役候補者とした理由

代表取締役 副社長執行役員として、当社グループ全体の営業関連業務を牽引してきた実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断しました。

取締役会への出席状況：95% (20回/21回)

所有する当社の株式数：658,752株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年2月	当社入社	2018年3月	事業統括本部
2010年3月	名古屋事業所長	2020年5月	取締役専務執行役員
2010年5月	取締役	2020年5月	事業統括本部経営企画室室長（現任）
2013年5月	常務取締役	2022年5月	代表取締役副社長執行役員（現任）
2015年3月	専務取締役	2022年5月	事業統括本部本部長（現任）

候補者
番号

3

あまの
天野
こうじ
浩二

(男性)

再任

(1960年6月16日生 満62歳)



取締役候補者とした理由

取締役 専務執行役員として豊富な現場経営の経験を有し、また、事業統括副本部長として、当社グループ全体の事業全般を統括してきた実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断しました。

取締役会への出席状況：95% (20回/21回)

所有する当社の株式数：14,272株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1985年6月	当社入社	2015年3月	専務取締役
2000年9月	九州事業所長	2015年3月	事業統括本部副本部長 (現任)
2003年5月	取締役	2019年9月	関西事業所長
2003年9月	関東事業所長	2020年5月	取締役専務執行役員 (現任)
2013年5月	常務取締役		

候補者
番号

4

おかだ
岡田
みつる
満

(男性)

新任

社外

独立

(1956年11月21日生 満66歳)



社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

会社経営者として豊富な経験を有しており、当社の経営に対して当社と異なる社外の観点から助言を行っていただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

取締役会への出席状況：-% (-回/-回)

所有する当社の株式数：-株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月	古河電気工業株式会社入社	(重要な兼職の状況)
2012年6月	古河スカイ株式会社代表取締役社長	株式会社イーバック非常勤取締役
2013年10月	株式会社UACJ代表取締役社長	
2018年10月	株式会社UACJ相談役	
2022年10月	株式会社イーバック非常勤取締役 (現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田満氏は、社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 岡田満氏は、株式会社イーパックの非常勤取締役であり、同社は当社と過去に営業上の取引関係がありますが、直近事業年度において取引はありません。また、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
4. 岡田満氏は、過去に株式会社UACJの代表取締役社長に就任しておりました。同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社連結売上高の1%未満であり、僅少であります。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、在任途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 各候補者のスキルを表したスキル一覧表（スキルマトリックス）は、下記の【ご参考】をご参照ください。

【ご参考】 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を踏まえ、各個人として人望があり、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有する者であるとともに、判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを選任基準としております。

本招集ご通知の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	年齢	性別	在任期間	委員会		企	業	経	グ	営	管	財	サ	技	人
					指	監査										
山本 哲也	代表取締役	58	男性	28	○		●	●					●	●	●	
伊藤 泰雄	代表取締役	50	男性	13	○		●		●	●	●					
天野 浩二	取締役	62	男性	20				●			●					●
岡田 満	独立社外取締役	66	男性	—			●		●	●						
佐橋 典一	独立社外取締役	64	男性	7	○	○		●				●		●		
水野 信勝	独立社外取締役	70	男性	5	○	○			●			●	●			
加古三津代	独立社外取締役	69	女性	3	○	○			●			●				●

- (注) 1. 年齢及び在任期間については、2023年5月25日開催予定の第65回定時株主総会終結時点のものとなります。
2. 独立社外取締役監査等委員である水野信勝氏は指名・報酬委員会及び監査等委員会の委員長であります。
3. 指：指名・報酬委員会 企：企業経営 業：業界知識 経：経営戦略 グ：グローバル 営：営業マーケティング 管：管理リスク 財：財務会計 サ：サステナビリティ 技：技術イノベーション 人：人材・教育・ダイバーシティ

以上

事業報告 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和等により社会経済活動に回復の動きが見られましたが、ウクライナ・ロシア情勢の長期化による原油などのエネルギー価格や原材料価格の高騰、円安等の為替変動の影響等により、依然として先行きは不透明な状況となっております。

こうした経済情勢下、グループの主力事業である株式会社ダイセキの工場廃液を中心とした産業廃棄物の処理事業は、原材料やエネルギー価格の上昇等や、半導体部品不足による顧客の生産調整の実施による影響を受けたものの、原油価格の上昇に伴い、リサイクル燃料の販売価格も徐々に上昇し、また、外注費削減等により採算は改善され、経常利益率も前年同期比で向上いたしました。さらに、世界的にカーボンニュートラルへの動きが本格化する中、株式会社ダイセキのリサイクル中心の処理方法やリサイクル燃料に対する社会的評価は一段と高まってまいりました。これらにより、株式会社ダイセキでは増収増益を確保し、売上・利益共に過去最高を更新いたしました。

株式会社ダイセキ環境ソリューションが手掛ける土壌汚染処理関連事業は、公共投資は底堅く推移し、民間企業の建設投資は徐々に持ち直しの傾向が見られましたが、建設資材価格の高騰や世界的な景気後退リスクに対する不安等、引続き注視が必要な状況となりました。このような背景のもと、引続き、高付加価値案件の受注やコンサルティング営業に注力いたしました。

廃石膏ボードリサイクル事業は、売上及び営業利益は前年同期比増加となり、一年を通じて好調に推移しましたが、主力事業である土壌汚染調査・処理事業については、大規模インフラ整備案件の売上が当初計画と比較して大幅に下回り、また、運賃高騰等の影響が利益を圧迫したため減収減益となりました。

株式会社ダイセキMC Rが手掛ける鉛リサイクル事業は、円安による鉛販売価格の高止まりにより、採算は大きく改善し、増収増益を確保いたしました。

システム機工株式会社が手掛ける大型タンク等の洗浄事業は、上期にみられた工事の完了が遅れる状況も下期に改善され、売上・利益共に過去最高を更新いたしました。

また、当社グループは、今後の事業拡大のために、引続き人材確保ならびに教育を強化し、環境創造企業として「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」というパーパスを重視した経営を行うことにより、地域社会から愛される企業を目指してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高58,572百万円(前年同期比2.9%増)、営業利益12,711百万円(同1.7%減)、経常利益13,060百万円(同0.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益8,666百万円(同3.4%増)となりました。

当社グループは、環境関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は6,739百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 62 期 2020年2月期	第 63 期 2021年2月期	第 64 期 2022年2月期	第 65 期 (当連結会計年度) 2023年2月期
売 上 高 (百万円)	54,088	51,530	56,867	58,572
経 常 利 益 (百万円)	11,025	10,451	13,118	13,060
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	7,044	6,521	8,376	8,666
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	137.23	126.97	164.02	174.21
総 資 産 (百万円)	92,050	95,756	99,264	100,145
純 資 産 (百万円)	76,313	80,717	83,443	84,426
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,363.96	1,440.44	1,501.98	1,549.15

- (注) 1. 2021年9月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合をもって株式分割を行っております。第62期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2023年2月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

① コンプライアンス体制の充実

環境関連事業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を企業の最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。

② グループ連携の強化

グループ連携をさらに強化し、情報の共有化を図り、複雑化・高度化する環境に対する社会的ニーズに対応できる体制を整えてまいります。

③ 関東地区・関西地区での事業拡大

当社グループは、引続きエリア戦略として、大規模な市場を有しかつ相対的に当社グループのシェアが低い関東地区・関西地区に対し、業容拡大のための積極的な設備投資と営業力の注入を第一に位置付け、実行してまいります。

④ リサイクル技術の向上

当社グループの産業廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。当社グループは、積極的な研究開発・設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。

⑤ 情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握により的確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また迅速な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの再構築に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

環 境 関 連 事 業	廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・グリース類エマルジョン等の処理 鉱物油・工業用潤滑油・圧延油・焼入油・有機溶剤等の再生処理 船舶廃油引取処理 污泥・油泥等の処理 化学プラント・パイプクリーニング工事 船舶清掃 下水道・側溝・廃水ピット・各種タンク洗浄 保全工事・流出油回収作業 計量証明書発行 土壌汚染調査・浄化处理 PCB調査・処理 廃石膏ボードリサイクル処理 使用済バッテリーの収集運搬・再生利用 鉛の精錬 非鉄金属原料の販売 VOCガス回収作業 COW洗浄機器販売 離型剤・工業用潤滑油・高圧絶縁油・合成潤滑油・塗料剥離剤等の製造、販売 各種燃料油・潤滑油・化学薬品の販売
-------------	---

(7) 主要な営業所及び工場ならびに使用人の状況（2023年2月28日現在）

① 主要な営業所及び工場

株式会社ダイセキ	本社	名古屋市港区
	名古屋事業所	名古屋市港区
	北陸事業所	石川県白山市
	関西事業所	兵庫県明石市
	九州事業所	北九州市若松区
	関東事業所	栃木県佐野市
	千葉事業所	千葉県袖ヶ浦市
北陸ダイセキ株式会社	本社	石川県金沢市
株式会社ダイセキ環境ソリューション	本社	名古屋市瑞穂区
	東京本社	東京都港区
	関西支社	大阪市大正区
	名古屋リサイクルセンター	愛知県東海市
	弥富リサイクルセンター	愛知県弥富市
	岐阜リサイクルセンター	岐阜県可児市
	横浜生麦リサイクルセンター	横浜市鶴見区
	横浜恵比須リサイクルセンター	横浜市神奈川区
	大阪リサイクルセンター	大阪市大正区
株式会社グリーンアローズ中部	東海リサイクルセンター	愛知県東海市
株式会社グリーンアローズ九州	九州工場	福岡県糟屋郡
株式会社ダイセキMCR	本社・平出工場	栃木県宇都宮市
	宇都宮リサイクルセンター	栃木県宇都宮市
システム機工株式会社	本社	東京都港区

② 従業員の状況

イ. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,114名	38名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

ロ. 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
736名	26名増	40.8歳	11.4年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイセキ環境ソリューション	2,287百万円	53.9%	土壌汚染処理・産業廃棄物処理受託
株式会社ダイセキMCR	30百万円	100.0%	使用済バッテリーの収集運搬・再生利用 鉛の精錬 非鉄金属原料の販売
システム機工株式会社	90百万円	100.0%	タンク洗浄及びタンクに付帯する工事 VOCガス回収作業 スラッジ減量化作業 COW洗浄機器販売

(9) 企業集団の主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,293百万円
株式会社三井住友銀行	600百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

(10) 剰余金の配当方針

当社は、株主各位への積極的な利益還元を実行していくため、業績に対応した配当の実施、自社株購入等による株主還元を最重要課題として考えております。従って、業績の推移、業界環境、配当性向を勘案し、併せて経営基盤ならびに企業体質の強化と中長期的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して、配当を決定する方針を採っております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

配当性向に関しては、収益力の向上、財務体質の強化をはかるとともに、株主還元策として配当を段階的に増やしていくことを積極的に進めてまいります。また、必要に応じて株式分割及び自社株購入を実行することによる株主還元を進めてまいります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 79,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 49,378,383株（自己株式1,621,617株を除く）
 (3) 当事業年度末の株主数 5,165名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7,281	14.74
株式会社日本カストディ銀行	5,061	10.25
J P M O R G A N C H A S E B A N K	4,578	9.27
有限会社こども未来研究所	2,580	5.22
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	2,124	4.30
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,848	3.74
株式会社三菱UF J銀行	1,587	3.21
S M B C 日興証券株式会社	1,248	2.52
有限会社博泰	1,228	2.48
株式会社アセットマネジメント	1,117	2.26

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2018年5月24日開催の第60回定時株主総会決議に基づき、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。本制度の概要は以下のとおりであります。

- ・報酬総額

年額200百万円以内

- ・割り当てる株式の総数

年60,000株以内

- ・譲渡制限期間

本払込期日から10年間

- ・譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、任期満了、その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。

これを受け、2022年5月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年6月24日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し自己株式6,900株の処分を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	山 本 哲 也	
代表取締役副社長執行役員	伊 藤 泰 雄	事業統括本部本部長 事業統括本部経営企画室室長
取締役専務執行役員	天 野 浩 二	事業統括本部副本部長
社外取締役監査等委員	佐 橋 典 一	
社外取締役監査等委員	水 野 信 勝	フルハシEPO株式会社社外取締役
社外取締役監査等委員	加 古 三津代	

- (注) 1. 取締役のうち、佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ています。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 社外取締役（監査等委員である取締役）水野信勝氏は、公認会計士等の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役伊藤博之氏は、2022年4月26日に逝去により退任いたしました。
6. 2022年5月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役柱秀貴氏は任期満了により退任いたしました。
7. 当社は、経営の意思決定及び監督機能と執行機能を分離することにより、業務執行の効率化、迅速化、責任の明確化を図り、機動的かつ効率的な経営体制を構築するため、執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼任者を除く執行役員5名の氏名及び役職は次のとおりです。

執 行 役 員	伊 坂 俊 保	名古屋事業所長
執 行 役 員	梅 谷 伊 三 雄	事業統括本部
執 行 役 員	安 永 辰 弥	関東事業所長
執 行 役 員	甲 斐 尚	関西事業所長
執 行 役 員	片 瀬 秀 樹	企画管理本部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害等が填補されます。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 会社役員の報酬等に関する事項

イ. 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	147 (-)	120 (-)	0 (-)	- (-)	26 (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6 (6)	6 (6)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	154 (6)	127 (6)	0 (-)	- (-)	26 (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)は、2020年5月28日開催の第62回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。また、2020年5月28日開催の第62回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために取締役(監査等委員を除く。)及び執行役員に対して支給する金銭報酬債権として、報酬限度額は年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)及び執行役員の員数は、11名(取締役(監査等委員を除く。)5名、取締役を兼務しない執行役員6名)です。
2. 非金銭報酬等として取締役に對して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2.(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に對し交付した株式の状況」に記載のとおりです。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年5月26日開催の第58回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

・基本方針

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- ・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に決定するものとする。
- ・株式報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
2020年5月28日付取締役会で決議された、「譲渡制限付株式報酬内規」に基づき支給する。
- ・株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針
株式報酬は最大で報酬全体の30%を支給する。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の基本報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員山本哲也に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的内容の決定を委任する。会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長執行役員が適していると判断している。なお、株式報酬については、「譲渡制限付株式報酬内規」に基づき取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議する。監査等委員である取締役に対する報酬は、株主総会で決議された報酬の上限額の範囲内で、監査等委員会での協議により決定する。
- ・上記のほか報酬等の決定に関する事項
取締役会の任意の諮問機関として代表取締役社長、独立社外取締役および取締役会の決議によって選任された取締役である委員4名以上で構成した指名・報酬委員会を設置し、報酬等の方針決定、個人別の報酬等の内容等について審議を行い、その結果を取締役に助言・提言を行う。取締役会は、その答申を受けて株主総会で承認された内容及び金額の範囲内で役員の報酬を決定する。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断している。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職に関する事項

社外取締役(監査等委員)水野信勝氏は、フルハシE P O株式会社の社外取締役を兼務しております。同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社連結売上高の1%未満であり、僅少であります。

ハ. 各社外役員の主な活動状況

		活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	佐橋 典一	取締役会21回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。元政治家として、行政全般に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識から発言・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	水野 信勝	取締役会21回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士として長年にわたり第一線で活躍した経験を有しており、当社の財務の健全性や正確性の観点から発言・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	加古 三津代	取締役会21回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。長年愛知県職員として、特に教育関係に長く携われた経験から、行政的及び教育的な見地、そして女性ならではの視点で発言・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	29百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	59百万円

(注) 上記イ.の報酬等の額には公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額を記載しております。また、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記イ.の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は下記のとおり「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を図っています。

「内部統制基本方針」

①基本的な考え方

イ. 当社は、「ダイセキ倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として持続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図っていくことを基本とする。

ロ. 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを実施する。

ハ. 代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

②当社および子会社の取締役、執行役員ならびに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の定める「倫理綱領（経営理念）（倫理憲章）（行動規範）」を代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、当社および子会社の役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。

ロ. 代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。各部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

ハ. 当社および子会社の取締役、執行役員ならびに各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っていく。

当社および子会社の使用人が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上で決定し、全社的に再発防止策を徹底する。

通報・相談を行った者に対しては、別途定めた「内部通報・相談規程」に従い対応する。内容によっては、適宜の情報開示を実施する。

- ニ. 当社および子会社の監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
- ホ. 当社および子会社の使用人の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から当社人事部に処分を求め、役員の方令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。
- ハ. 反社会的勢力による不当要求等の対応を所管する部署を当社総務部とし、当社および子会社は、対応マニュアルの整備と教育を行う。反社会的勢力には警察等関連機関と連携し、毅然と対応する。
- ③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 代表取締役社長は、総務部および担当取締役に指示し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る情報の保存および管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ロ. 取締役は必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ④当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当社および子会社のリスクを網羅的・総括的に管理する。重要度の高いリスクについては、対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部門を定める。
- ロ. 監査室は部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会および取締役に報告し、改善策を審議・決定する。
- ⑤当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の職務の執行の効率化を図る。
- イ. 「取締役会規則」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化
- ロ. 取締役・執行役員・事業所長・子会社各社の取締役を構成員とする経営会議の充実と、事業部門毎の業績目標・予算設定とITを活用した月次・四半期業績管理の徹底
- ハ. 取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、複数の独立社外取締役をその構成員とする。各委員会は、それぞれ「指名・報酬委員会規程」に則り、取締役等の指名及び報酬等について審議した結果を取締役に答申する。
- ニ. 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

- ⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社および子会社各社における内部統制の構築を目指し、業務においては事業統括本部が、コンプライアンスにおいては企画管理本部が運営調整し、月1回の経営会議を通じて指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - ロ. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、事業所長および子会社各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ハ. 当社の監査室は、当社および子会社各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門および部門責任者に報告し、経営会議等を通じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - ニ. 「関係会社管理規程」を制定し、子会社から当社への事前協議事項および報告事項を明確に定め、協議・報告体制の確立を図る。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、および当該取締役および使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社は、当面補助する取締役および使用人を設置しない。ただし、監査等委員会が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。また、その取締役および使用人は社内組織から独立したものとする。
 - ロ. 監査等委員会は、監査室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の指揮・命令は受けないものとする。また、取締役および使用人は、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示が確実に実行されるよう協力するものとする。
- ⑧当社および子会社の取締役、執行役員および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、ならびに当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は次に定める事項を監査等委員会に報告することとする。
- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 毎月の経営状況で重要な事項
 - ハ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ニ. 重大な法令・定款違反
 - ホ. コンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の通報・相談状況および内容

へ. その他コンプライアンス上の重要な事項

使用人は前項イ. およびニ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

報告をした者に対しては別途定める「内部通報・相談規程」の規定により不利益な取扱いがないよう徹底する。

⑨監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行に伴い生ずる費用等については、監査等委員である取締役はその効率性・適正性について留意し、別途定める「監査等委員会監査等基準」に従い会社に償還請求することができる。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規則」による職務分担や代表取締役との定期的な意見交換および会計監査人の監査時や「マネジメント・レター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社および子会社各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンスに関する体制について

当社は、当社および子会社各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、コンプライアンス勉強会等での教育を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「内部通報・相談規程」により相談・通報体制を設けており、子会社各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制に関する体制について

リスク管理規程に則り、リスク管理委員会においてリスクの把握と改善策を審議・決定し、適切な対応に努めております。

④監査等委員会および監査室の監査体制について

監査等委員は当社および子会社各社の重要な会議に出席して職務執行の状況等について報告をうけるとともに取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人、監査室と情報交換を行い、監査機能の強化に努めております。また、監査室は内部監査計画に基づき、当社および子会社各社の内部監査を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(40,781)	流動負債	(13,431)
現金及び預金	27,850	支払手形及び買掛金	3,129
受取手形、売掛金及び契約資産	9,254	電子記録債務	1,229
電子記録債権	1,214	短期借入金	2,200
棚卸資産	1,948	1年内返済予定の長期借入金	366
その他	521	未払法人税等	1,928
貸倒引当金	△7	賞与引当金	517
		その他	4,060
固定資産	(59,363)	固定負債	(2,287)
有形固定資産	45,139	長期借入金	727
建物及び構築物	11,649	役員退職慰労引当金	6
機械装置及び運搬具	5,217	退職給付に係る負債	1,243
土地	24,780	その他	310
建設仮勘定	2,952		
その他	539	負債合計	15,719
無形固定資産	506	(純資産の部)	
のれん	190	株主資本	(76,496)
その他	315	資本金	6,382
		資本剰余金	7,072
投資その他の資産	13,717	利益剰余金	69,753
投資有価証券	9,119	自己株式	△6,712
長期預金	2,500		
繰延税金資産	1,404	その他の包括利益累計額	(△1)
その他	696	その他有価証券評価差額金	3
貸倒引当金	△2	退職給付に係る調整累計額	△5
資産合計	100,145	非支配株主持分	(7,931)
		純資産合計	84,426
		負債・純資産合計	100,145

連結損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額
売	上		高		58,572
売	上	原	価		38,975
販	上	総	利	益	19,597
営	費	及	一	般	管
営	業	業	外	収	益
受	取		利	息	61
受	取	配	当	金	52
受	取	保	險	金	139
受	取	地	代	家	賃
投	資	事	業	組	合
受	取		補	償	金
そ			の	他	78
営	業	外	費	用	12
支	払		利	息	5
保	險		解	約	損
投	資	事	業	組	合
そ			の	運	用
経			常	利	益
					13,060
特	別		利	益	52
固	定	資	産	売	却
投	資	有	価	証	券
受	取		保	險	金
					2
特	別		損	失	101
固	定	資	産	売	却
固	定	資	産	除	却
固	定	資	産	圧	縮
					損
					2
税	金	等	調	整	前
法	人	税、	住	民	税
法	人	税	等	調	整
当	期		純	利	益
					13,011
法	人	税、	住	民	税
法	人	税	等	調	整
当	期		純	利	益
					3,833
法	人	税	等	調	整
当	期		純	利	益
					△22
非	支	配	株	主	に
親	会	社	株	主	に
					帰
					属
					す
					る
					当
					期
					純
					利
					益
					533
					8,666

連結株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	6,382	7,070	64,192	△1,857		75,787
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△3,105			△3,105
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			8,666			8,666
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		1				1
自 己 株 式 の 取 得				△4,900		△4,900
自 己 株 式 の 処 分		1		45		47
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	2	5,560	△4,854		708
当 期 末 残 高	6,382	7,072	69,753	△6,712		76,496

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	173	△7	165	7,490	83,443
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,105
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益					8,666
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動					1
自 己 株 式 の 取 得					△4,900
自 己 株 式 の 処 分					47
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△169	2	△167	441	274
当 期 変 動 額 合 計	△169	2	△167	441	982
当 期 末 残 高	3	△5	△1	7,931	84,426

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称	
連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	北陸ダイセキ株式会社 株式会社ダイセキ環境ソリューション 株式会社ダイセキMC R システム機工株式会社 株式会社グリーンアローズ中部 株式会社グリーンアローズ九州

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社グリーンアローズホールディングス）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外 のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

主な耐用年数

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりです。

イ. 産業廃棄物処理関連事業

産業廃棄物処理関連事業においては、主に、産業廃棄物の中間処理業者として、産業廃棄物の中間処理及び収集運搬を事業として行っており、顧客との契約に基づいて産業廃棄物中間処理及び収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

産業廃棄物の中間処理及び収集運搬に係る役務提供につきましては、顧客は産業廃棄物の中間処理が完了することでリスクから完全に解放され便益を享受できる状態になることから、産業廃棄物の中間処理が完了し、中間処理完了後の産業廃棄物を最終処分場等へ搬出した時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、当該時点で一括して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

ロ. 土壌汚染処理関連事業

土壌汚染処理関連事業においては、主に、土壌の汚染調査、処理及び工事を事業として行っており、顧客との契約に基づいて土壌の汚染調査、処理及び工事に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

土壌汚染調査に係る役務提供につきましては、調査報告書を提出後、受領書を受け取った時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

す。

土壤汚染工事に係る役務提供につきましては、工事の進捗に伴い、財又はサービスに対する支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

土壤汚染処理に係る役務提供につきましては、顧客は土壤汚染処理が完了することでリスクから完全に解放され便益を享受できる状態になることから、土壤汚染処理が完了し、汚染処理完了後の土壤を搬出した時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人取引として純額で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

ハ. 鉛リサイクル関連事業

鉛リサイクル関連事業においては、主に、非鉄金属原料等の販売を事業として行っており、顧客との契約に基づいて商品又は製品を販売する履行義務を負っております。

非鉄金属原料等の販売につきましては、顧客の検収時点で顧客に財の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定いたしますが、顧客は、国内事業者であり、出荷から検収までの期間が通常の期間と認められるため、商品又は製品を出荷した時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

二. タンク洗浄関連事業

タンク洗浄関連事業においては、主に、タンク洗浄、配管等の洗浄工事を事業として行っており、顧客との契約に基づいてタンク、配管等の洗浄工事に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

タンク洗浄、配管等の洗浄工事につきましては、その工事期間が短いことから、洗浄工事が完了し、顧客が検収を行った時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。また、重要性が乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ロ. 仕掛品

処理未完了の取引において発生した原価を含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

代理人取引に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価に与える影響は軽微であります。売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高及び1株当たり情報に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企

業会計基準第10号（2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「6. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,404百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、課税主体ごとの将来の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を検討し、回収が不確実と考えられる部分については、評価性引当額として繰延税金資産を計上しておりません。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、計画時における合理的な情報等を基礎として策定された事業計画に基づいております。将来の課税所得の見積りには、翌年度以降における市場環境の変化や、当社グループの受注状況等に関する仮定が含まれております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積りには不確実性が含まれるため、予測不能な市場環境等の変化等により繰延税金資産の回収可能性の評価に関する判断が変化した場合には、結果として将来繰延税金資産を減額する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳

商品及び製品	481百万円
仕掛品	1,041百万円
開発事業等支出金	7百万円
原材料及び貯蔵品	417百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

35,102百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 51,000,000株
- (2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数
普通株式 1,621,617株
- (3) 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月26日 定時株主総会	普通株式	1,618百万円	32円	2022年 2月28日	2022年 5月27日
2022年10月3日 取締役会	普通株式	1,487百万円	30円	2022年 8月31日	2022年 10月26日

- (4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年5月25日開催予定の第65回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 1,481百万円
1株当たり配当額 30円
基準日 2023年2月28日
効力発生日 2023年5月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等により実施しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、毎月各事業所長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券のうち株式は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。債券は格付けの高い債券のみを対象としているため信用リスクは僅少であります。主に債券や上場株式は、市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払法人税等は、短期間で決済されるものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、長期借入金は固定金利にて調達しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①投資有価証券	8,891	8,891	-
②長期預金	2,500	2,397	△102
資産計	11,391	11,289	△102
①長期借入金	1,093	1,098	5
負債計	1,093	1,098	5

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 1年内返済予定の長期借入金は、「①長期借入金」に含めて表示しております。
3. 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	157
投資事業有限責任組合への出資	70

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	801	-	-	801
社債	-	8,090	-	8,090
資産計	801	8,090	-	8,891

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	2,397	-	2,397
資産計	-	2,397	-	2,397
長期借入金	-	1,098	-	1,098
負債計	-	1,098	-	1,098

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金はデリバティブ内包型預金であり、時価は取引先金融機関から提示された価格に基づいており、その価格は金利等の観察可能なインプットを用いて算定されていることから、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、環境関連事業から構成される単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	産業廃棄物処理関連事業	土壌汚染処理関連事業	鉛リサイクル関連事業	タンク洗浄関連事業	その他(注)	合計
一時点で移転される財又はサービス 一定の期間にわたり移転される財又はサービス	34,567 -	13,290 478	3,821 -	4,128 -	2,285 -	58,093 478
顧客との契約から生じる収益	34,567	13,768	3,821	4,128	2,285	58,572
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	34,567	13,768	3,821	4,128	2,285	58,572

(注) その他については、廃石膏ボードリサイクル関連事業の収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	9,482
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	10,162
契約資産(期首残高)	78
契約資産(期末残高)	306
契約負債(期首残高)	124
契約負債(期末残高)	51

契約資産は、土壌汚染処理関連事業における工事請負契約において、工事の進捗度に応じて一定の期間にわたり認識される収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、受け取る対価に

対する権利が請求可能になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

なお、契約資産は、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

契約負債は、主に土壌汚染処理関連事業及びタンク洗浄関連事業における工事請負契約において、契約条件により受領した前受金について、履行義務が未充足の部分に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,549円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	174円21銭

9. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社の連結子会社である株式会社ダイセキ環境ソリューションは、2023年3月31日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社杉本商事（以下「杉本商事」という。）の株式取得による連結子会社化について決議の上で、同日付で同社株主との間で株式譲渡契約を締結し、2023年4月5日付で本株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社杉本商事

事業の内容 一般廃棄物運搬処理業、産業廃棄物収集運搬及び中間処理業等

② 企業結合を行った主な理由

連結子会社である株式会社ダイセキ環境ソリューショングループ（以下、「ソリューショングループ」という。）は、土壌汚染対策をメイン事業とし、コンサル・調査・分析・工事・処理と入口から出口まで One-Stop で解決できる仕組みを強みとしております。また、廃石膏ボードリサイクル事業や PCB 事業、BDF 事業などの新規環境ビジネスに積極的に取り組んでおります。

一方で、杉本商事は、滋賀県北部を中心に、一般廃棄物及び廃プラスチックリサイクル等の産業廃棄物の運搬・処理業を、杉本商事の子会社である有限会社杉本紙業（以下、「杉本紙業」という。）において、段ボール、新聞、雑誌、紙管、シュレッダー紙屑等の回収・リサイクル業を展開しております。

このたび、杉本商事の発行済みの全株式を取得し、杉本商事及び杉本紙業がソリューショングループに

合流することにより、これまでソリューショングループになかった、一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬・処理、古紙の回収・リサイクルという新たなソリューションが加わり、お客様へ提供できるソリューションの幅が広がると考えております。また、ソリューショングループと杉本グループは同じ廃棄物処理・リサイクル事業を行っているものの、それぞれが得意とする領域が異なっており、両グループのノウハウを持ち寄ることにより、再生エネルギー等の新規事業の立ち上げが可能になると考えております。

以上のような施策を実施し、シナジー効果を発現させることにより、ソリューショングループが中長期にわたる持続的な成長とさらなる企業価値向上が実現できると判断し、株式譲渡契約締結に至りました。

③ 企業結合日

2023年4月5日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社ダイセキ環境ソリューションが現金を対価として株式を取得したことによります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価格については、相手先との守秘義務契約により開示を控えておりますが、公平性・妥当性を確保するため、各種デューデリジェンス及び株式価値算定を第三者機関に委託し、その結果を参考に、双方協議の上決定しております。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 143百万円

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

計算書類

貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(31,432)	流動負債	(8,262)
現金及び預金	24,187	電子記録債権	946
受取手形	232	買掛金	1,415
電子記録債権	961	短期借入金	1,000
売掛金	4,328	リース債権	1
棚卸資産	373	未払金	974
短期貸付金	1,200	未払法人税等	1,551
その他	151	未払消費税等	7
貸倒引当金	△2	賞与引当金	317
固定資産	(44,187)	営業外電子記録債権	1,652
有形固定資産	26,164	その他	395
建物	2,393	固定負債	(1,177)
構築物	2,438	リース債務	4
機械及び装置	2,293	退職給付引当金	1,024
車両運搬具	695	その他	147
工具、器具及び備品	193		
土地	15,648		
リース資産	6		
建設仮勘定	2,494	負債合計	9,439
無形固定資産	286	(純資産の部)	
借地権	242	株主資本	(66,311)
ソフトウェア	41	資本金	6,382
水道施設利用権	2	資本剰余金	7,052
その他	0	資本準備金	7,051
投資その他の資産	17,736	その他資本剰余金	1
投資有価証券	8,445	利益剰余金	59,588
関係会社株式	4,480	利益準備金	204
差入保証金	253	その他利益剰余金	59,383
長期貸付金	932	別途積立金	14,600
保険積立金	240	繰越利益剰余金	44,783
長期預金	2,500	自己株式	△6,712
繰延税金資産	833		
その他	50	評価・換算差額等	(△131)
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	△131
資産合計	75,619	純資産合計	66,180
		負債・純資産合計	75,619

損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,013
売上原価	20,012
売上総利益	14,000
販売費及び一般管理費	4,360
営業利益	9,639
営業外収益	407
受取利息及び配当金	135
その他	272
営業外費用	3
支払利息	0
その他	2
経常利益	10,043
特別利益	35
固定資産売却益	17
投資有価証券売却益	17
特別損失	39
固定資産売却損	1
固定資産除却損	38
税引前当期純利益	10,039
法人税、住民税及び事業税	2,890
法人税等調整額	116
当期純利益	7,032

株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その 他有価証券 評価差額金
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利 益 準備金	その他利益剰余金				
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	6,382	7,051	-	204	14,600	40,856	△1,857	67,237	14
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△3,105		△3,105	
当 期 純 利 益						7,032		7,032	
自己株式の取得							△4,900	△4,900	
自己株式の処分			1				45	47	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									△145
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1	-	-	3,927	△4,854	△925	△145
当 期 末 残 高	6,382	7,051	1	204	14,600	44,783	△6,712	66,311	△131

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数

建物

2年～50年

構築物

7年～30年

機械及び装置

4年～12年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりです。

産業廃棄物処理関連事業

産業廃棄物処理関連事業においては、主に、産業廃棄物の中間処理業者として、産業廃棄物の中間処理及び収集運搬を事業として行っており、顧客との契約に基づいて産業廃棄物中間処理及び収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

産業廃棄物の中間処理及び収集運搬に係る役務提供につきましては、顧客は産業廃棄物の中間処理が完了することでリスクから完全に解放され便益を享受できる状態になることから、産業廃棄物の中間処理が完了し、中間処理完了後の産業廃棄物を最終処分場等へ搬出した時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、当該時点で一括して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 仕掛品 産業廃棄物処理未完了の取引において発生した原価を含めておりません。

② 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

また、当事業年度の株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高及び1株当たり情報に与える影響も

ありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳	商品及び製品	18百万円
	仕掛品	259百万円
	原材料及び貯蔵品	95百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		22,720百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務		
① 短期金銭債権		1,219百万円
② 長期金銭債権		925百万円
③ 短期金銭債務		72百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
① 売上高		228百万円
② 仕入高等		554百万円
③ 営業取引以外の取引高		106百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数	
普通株式	1,621,617株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	88百万円
投資有価証券	25百万円
賞与引当金	100百万円
退職給付引当金	317百万円
長期未払金	39百万円
減価償却資産	106百万円
関係会社株式評価損	651百万円
その他有価証券評価差額金	57百万円
その他	101百万円
繰延税金資産小計	1,486百万円
評価性引当額	△651百万円
評価性引当額小計	△651百万円
繰延税金資産合計	835百万円

(繰延税金負債)

その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	833百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社名 等	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)5	科目	期末残高 (百万円) (注)5
子会社	北陸ダイセキ 株式会社	所有 直接100.0	製品・商品の販売 産業廃棄物の処理受託等 商品の購入	石油製品・石油商品 の販売、産業廃棄物 の処理受託(注)1	49	売掛金	1
				燃料等の購入(注)2	168	買掛金	12
子会社	株式会社 ダイセキ環境 ソリューション	所有 直接53.9	環境分析の委託等 産業廃棄物の処理受託・ 委託等 資金の援助	産業廃棄物の処理受 託(注)1	20	売掛金	2
				産業廃棄物の処理委 託(注)1 環境分析の委託 (注)3	330	買掛金	56
				資金の貸付及び利息 の受取(注)4	2	短期 貸付金	500
						長期 貸付金	575
子会社	株式会社 ダイセキMC R	所有 直接100.0	産業廃棄物の処理受託等 商品の販売 資金の援助	産業廃棄物の処理受 託、使用済バッテリー の販売(注)1	155	売掛金	14
				資金の貸付及び利息 の受取(注)4	2	短期 貸付金	700
						長期 貸付金	350
子会社	システム機工 株式会社	所有 直接100.0	産業廃棄物の処理受託等 タンク洗浄作業の委託等 資金の援助	産業廃棄物の処理受 託(注)1	1	売掛金	0
				タンク洗浄作業の委 託(注)1	14	買掛金	—
				資金の貸付及び利息 の受取(注)4	0	短期 貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。
 2. 燃料等の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
 3. 環境分析の委託については、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,340円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	141円37銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月12日

株式会社ダイセキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 浩 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲垣 吉 登

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセキの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月12日

株式会社ダイセキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 吉登
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセキの2022年3月1日から2023年2月28日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月13日

株式会社 **ダイセキ** 監査等委員会

監査等委員 佐橋典一 ㊞

監査等委員 水野信勝 ㊞

監査等委員 加古三津代 ㊞

(注) 監査等委員佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第65回定時株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市港区船見町1番地86
電話 (052) 611-6322
当社本社ビル4階会議室



● 交通機関

名古屋鉄道 常滑・中部国際空港・河和・内海方面
「名鉄金山駅」より6駅目「名鉄柴田駅」下車、徒歩約13分

- ※ 名鉄柴田駅は普通列車のみ停車となります。
なお、名古屋駅方面よりお越しの株主様は、名鉄金山駅で普通列車にお乗換えください。

● 送迎車

「名鉄柴田駅西出口」に午前8時50分より午前9時50分までの間、会場までの送迎用としてタクシーを用意しておりますのでご利用ください。